国会事項

衆議院法制局

辞令

（法制次長）衆議院法制局参事　笠井　真一

法制企画調整部長法制局参事神﨑一郎海外出張不在中同部長事務取扱を命ずる（九月十四日）

人事異動

内閣

国務大臣　　鈴木　馨祐

国家公安委員会委員長坂井学帰朝につき国家公安委員会委員長事務代理を免ずる

同　　鈴木　馨祐

内閣府特命担当大臣坂井学帰朝につき内閣府特命担当大臣（防災及び海洋政策）事務代理を免ずる

（以上九月十二日）

国務大臣　　武藤　容治

内閣府特命担当大臣城内実海外出張不在中内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を命ずる（九月十三日）

内閣府

願に依り沖縄振興審議会委員を免ずる　　野原　嘉孝

沖縄振興審議会委員に任命する（以上九月十六日）　　坂井　浩二

内閣府　文部科学省

原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長に任命する（九月十五日）　　山名　元

叙位・叙勲

○叙位

（東北大学名誉教授）　　山之内和彦

正四位に叙する

（旭川工業高等専門学校名誉教授）　　津村　幸雄

従四位に叙する

岩元　暢秀　　小口　晴子

杉村　博道　　中井　正人

正六位に叙する（各通）

宇野　浩司　　大久保隼人

勝又　達彦　　下村　悦夫

長谷川春夫

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

従七位に叙する（以上八月十一日）

（岡山大学名誉教授）

正四位に叙する

（福島県立医科大学名誉教授）

従四位に叙する

青山　周

従五位に叙する（各通）

福留　龍雄

天井　勇　　奥友　恒徳

高瀬　裕二　　山口　滋雄

正六位に叙する（各通）

荒若　諒子　　大橋　廣中

菊池　正充　　黒相　智

佐伯　武彦　　重山　昌男

（厚生労働事務官）

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

相馬　時夫

従七位に叙する（各通）（以上八月十二日）

（釧路工業高等専門学校名誉教授）

福岡　正光

従四位に叙する（各通）

小沼　禧成

中田　保彦

従五位に叙する（各通）

池畠　猛　　重藤　正人

正六位に叙する（各通）

大山　誠　　奥野　重治

瀬川佐武郎　　高浦　耿介

竹内　恒彦

（三等陸佐）

南里　茂　　野口　吉晴

松浦　正　　丸山　敏信

和田　眞一

従六位に叙する（各通）

小平　新一

高野　嘉郎

甲斐　一男

大本　堯史

阿部　力哉

喜納　正治

渡部　安一

黒田ノリ子

大畑　拓爾

木檜　行孝

西山　堅

松田　誠

北澤　達

笹島　春己

中村　佑

田中久二朗

中林　裕雄

前田　直己

齋藤　義弘

高橋　義昭

谷川　一平

廣江　章

御園　征男

大峰　重美

谷　博文

長谷川春夫

杉山　喜昭

桑幡　晏州

高橋　一夫

小田　壽

村田　武

久保谷孝夫

濱崎　義幸

河本　三郎

杉田　忠治

新谷　浩三

堀井　光夫

大峰　重美

林　重男

旭日単光章を授ける（八月十四日）

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上八月十三日）

従七位に叙する（以上八月十四日）

従六位に叙する

従五位に叙する（八月十七日）

従六位に叙する（八月十八日）

正四位に叙する（八月十九日）

○叙勲

旭日双光章を授ける（各通）（八月十一日）

旭日小綬章を授ける（八月十七日）

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十一日）

（福島県立医科大学名誉教授）

瑞宝小綬章を授ける

（厚生労働事務官）

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十二日）

（三等陸佐）

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十三日）

久保谷孝夫

杉村　博道

中井　正人

高野　嘉郎

甲斐　一男

中村　進

阿部　力哉

北澤　達

高瀬　裕二

松田　誠

相馬　時夫

佐伯　武彦

黒田ノリ子

瀬川佐武郎

杉山　喜昭

竹内　恒彦

谷川　一平

和田　眞一

廣江　章

中田　保彦

齋藤　義弘

高橋　義昭

南里　茂

大久保勝利

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十八日　　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 占用を制限する区域　能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から同市二ツ井町小繋字恋の沢五三番三まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年九月十八日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

官庁報告